# 令和元年8月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業 実施要領

# 第1 趣旨

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)及び台風第17号(以下「8月大雨等」という。)の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。)第2のただし書に基づく緊急対策及び別紙2のIIの第1の3の(3)に基づく緊急対策として実施する。

# 第2 事業内容

各事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助の対象となる経費等は、 本要綱本体に定めるもののほか、別記1から別記3までのとおりとする。

- 1 別記1 産地緊急支援対策
- 2 別記2 果樹産地再生支援対策
- 3 別記3 茶産地再生支援対策

#### 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は令和元年10月31日から令和2年3月31日までとする。

### 第4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、8月大雨等による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

# 第5 留意事項

1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。

2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に

留意するものとする。

# 附 則

この通知は、令和元年10月31日から施行し、令和元年8月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。